



# 「デンジャラス原発にレッドカード」 老朽原発40年廃炉・名古屋訴訟

高浜 1.2号機&美浜 3号機の運転期間延長認可取消訴訟

高浜 1.2号 第9回  
美浜 3号 第7回

## 口頭弁論

2018年 **10月18日(木)**

@名古屋地方裁判所 (2号法廷)

12:30頃～名古屋地裁南でミニ集会

傍聴券の抽選\* (これより早めに列に並んでください)

13:30～高浜原発1.2号機 第9回口頭弁論 (約50分)

- ① 高浜の地下構造モデルと耐震問題 (甫守一樹弁護士) スライドあり
- ② 米国の規制基準との比較 (安井一大弁護士)

14:30頃～ 傍聴券の抽選\* (これより早めに列に並んでください)

15:30～美浜原発3号機 第7回口頭弁論 (約50分)

- ① 美浜の地下構造モデルと耐震問題 (甫守一樹弁護士) スライドあり
- ② 40年前の技術レベル (松村啓史弁護士)
- ③ 原発関連記事から (北村栄弁護士)

16:45頃～記者会見+報告集会

(@KKRホテル4F「菊の間」弁護士会館からスライド解説あり)

\*傍聴の抽選に漏れた方へは北隣の弁護士会館3F会議室で待機企画をご用意しています

【次回は2019年1月16日(水)】 13:30～高浜1.2号機 第10回口頭弁論 15:30～美浜3号機 第8回口頭弁論

ぜひ傍聴に  
来て、  
新しい裁判官  
にも熱い視線  
を送ってね

今回の報告集会  
の会場は、いつ  
もと違って、KKR  
ホテルの「菊の  
間」です。間違  
えないでね。

**老朽原発40年廃炉訴訟とは?** 福島原発事故の教訓から原発の運転期間を原則40年とする法律ができました。しかし、原子力規制委員会は高浜1.2号機と美浜3号機の40年超運転を自ら規制を緩めて認めてしまいました。この裁判はその違法性を問う行政裁判です。現在、名古屋地裁で国と利害関係者として参加する関西電力の両者を相手に、ベテラン、中堅から若手まで総勢30余名の熱意溢れる弁護士団が手弁当で裁判を闘っています。

この裁判を支えるために皆さまの力をかけてください。カンパ大歓迎!  
40年廃炉訴訟市民の会の会員も大募集中です。(年会費2000円)  
ゆうちょ銀行 口座番号: 00810-0-153748 「40年廃炉訴訟市民の会」

**老朽原発40年廃炉訴訟市民の会**

TEL: 080-9495-9414 (事務局)

E-MAIL: [toold40citizens@gmail.com](mailto:toold40citizens@gmail.com) TWITTER: @toold40nagoya

HP: <http://toold-40-takahama.com/people/>

FACEBOOK: <https://facebook.com/toold40nagoya/>

インスタグラム: <https://www.instagram.com/toold40nagoya/>

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-18-22 三博ビル5F 名古屋第一法律事務所 気付



<アクセス> 名城線「市役所」駅⑤出口西へ10分  
鶴舞線「丸の内」駅①出口北へ10分  
桜通線「丸の内」駅③出口北へ15分

**TOOLD40@NAGOYA**